

## オフセット・クレジット（J-V E R）制度実施規則 別紙

オフセット・クレジット（J-V E R）制度実施規則「⑪ 吸収プロジェクトに係る特別措置」の別紙で定める所要の措置は、以下のとおりとする。

### （1） 基本の方針

- 本制度の事務局を務める気候変動対策認証センター（以下「事務局」という。）が「バッファー管理口座」を保有し、クレジット（森林管理プロジェクトにより発行されるクレジットに限る。以下、同じ。）発行時に、クレジット発行量の3%に当たる量のクレジットを事務局の「バッファー管理口座」に補填用クレジットとして確保する。ただし、このバッファー率は、自然搅乱、土地転用等の発生状況等を踏まえて変更する可能性がある。
- 事務局は、この「バッファー管理口座」に確保されたクレジットで、自然搅乱及び土地転用等に伴うCO<sub>2</sub>吸収効果消失分を補填する。具体的には、「林野関係被害の発生状況」の統計等から自然搅乱、土地転用等によるCO<sub>2</sub>吸収効果消失率を算定し、発行済みのクレジットの累計値に乘じた量のクレジットを、バッファー管理口座から無効化口座に移転する（ただし、プロジェクト対象地での自然搅乱、土地転用等によるCO<sub>2</sub>吸収効果消失量が個別に確認できた場合はこの限りではない）。
- 事務局は、本別紙に定める措置を、クレジット発行対象期間終了（2012年）後10年間継続して行うものとする。なお、この年限は、本制度の運用上定めるものであり、森林所有者等は当該年限以降も森林の持続的な管理を行う必要があることに留意しなければならない。

### （2） 土地転用・不適切な主伐への対処について

人為的な土地転用・不適切な主伐（森林施業計画等に基づかない主伐や伐採後の放棄）に伴うCO<sub>2</sub>吸収効果消失分については、上記の補填措置に加えて、別に定める約款に基づき、当該人為的な土地転用・不適切な主伐を行った

プロジェクト事業者に対して補填のための措置を求める。

① 予防措置

事務局では、承認された森林プロジェクト情報を Web サイト等で公開する。

② プロジェクト事業者への措置

土地転用や不適切な主伐を行ったことが事務局に確認された場合、発行されたクレジットが第三者に移転される前であれば、プロジェクト事業者が所有する当該クレジットを事務局が強制的に無効化する。既に第三者にクレジットが移転された後については、別に定める約款に基づき、プロジェクト事業者は、当該登録を行ったプロジェクトに基づいて発行されたクレジットと同量のクレジット(J-VER)を調達・無効化することとする。これに従わない場合は、事務局はプロジェクト事業者の氏名等を公表するとともに、以降のクレジット発行は認めないこととする。

なお、本項の措置については、土地転用や不適切な主伐の事由等、個別の事情を勘案して講ずるものとする。

(3) 森林施業計画の認定取消・非継続、森林認証の取消・非継続への対処について

① プロジェクト事業者への措置

森林施業計画の認定取消・非継続、森林認証の取消・非継続となったことが事務局に確認された場合、発行されたクレジットが第三者に移転される前であれば、森林施業計画の認定取消・非継続、森林認証の取消・非継続となったプロジェクト事業者が所有する当該クレジットを事務局が強制的に無効化する。既に、第三者にクレジットが移転された後であれば、別に定める約款に基づき、当該プロジェクト事業者は、当該登録を行ったプロジェクトに基づいて発行されたクレジットと同量のクレジット(J-VER)を調達・無効化することとする。これに従わない場合は、事務局は、当該プロジェクト事業者の氏名等を公表する。クレジット発行対象期間内に森林施業計画の認定取消・非継続、森林認証の取消・非継続となった場合、以降のクレジット発行は認めないこととする。

これらの措置は、(2)土地転用・不適切な主伐への対処と重複する場合には、要調達クレジット量についての重複を排除する。

なお、本項の措置については、森林施業計画の認定取消・非継続及び森

林認証の取消・非継続事由等、個別の事情を勘案して講ずるものとする。

(4) 森林所有者の変更に伴う永続性の確保のための措置

別に定める約款に基づき、プロジェクト事業者は、第三者に森林を譲渡する際は、事前に事務局に届出を行うこととする。また、第三者と譲渡契約を行う際は、約款を順守する契約主体としての地位も承継することとする。